

証券コード 9035
令和4年6月8日

株 主 各 位

北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号
第一交通産業株式会社
代表取締役社長 田中 亮一郎

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況が続いておりますので、株主様には健康状態にかかわらず、書面（郵送）により議決権をご行使していただき、当日のご来場は極力お控えいただきますようご理解の程、よろしくお願ひ申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和4年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 北九州市小倉北区浅野二丁目14番2号
リーガロイヤルホテル小倉 3階 エンパイアルーム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第58期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第58期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役14名選任の件
 - 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金及び特別功労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.daiichi-koutsu.co.jp>）に掲載させていただきます。

また、本年の株主総会につきましては、株主懇談会・お土産のご用意はございません。

## 株主総会における新型コロナウイルス感染防止対応について

新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況が続いておりますので、株主様には健康状態にかかわらず、書面（郵送）により議決権をご行使していただき、当日のご来場は極力お控えいただきますようご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、弊社の役員及び運営スタッフにつきましては、マスクを着用してのご対応を予定しております。

株主の皆様を第一に考えての予防措置ですので、ご理解とご協力の程お願い申し上げます。

### 当日ご出席予定の株主様へご協力をお願い

- ・可能な範囲でマスクのご持参とご着用にご協力ください。
- ・ご入場の際は、消毒液での手指消毒にご協力ください。
- ・当日、発熱等で体調が優れない場合は、ご来場を控えていただきますようご協力をお願い申し上げます。
- ・会場内の座席間隔を広げることから、座席数に限りがございます。

座席を上回るご来場の場合、入場制限を行う場合があります。

※ 本年も、株主総会終了後の「株主懇談会」を中止するとともに、「お土産」のご用意はございません。

予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響で、経済活動の抑制が継続されるなか、各種感染防止策により持ち直しの動きがみられたものの、新たな変異株の発生、世界的な情勢不安など、依然として景気の先行き不透明な状態が続いております。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高92,805百万円（前連結会計年度は78,748百万円）、営業利益340百万円（前連結会計年度は営業損失2,221百万円）、経常利益1,637百万円（前連結会計年度は経常損失1,215百万円）となりましたが、特別利益として雇用調整助成金1,166百万円を含め、1,192百万円の計上、特別損失として特別功労金1,594百万円、臨時休業等による損失1,158百万円、固定資産除売却損等607百万円の合計3,360百万円の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失は842百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失2,191百万円）となりました。

なお、会計方針の変更として、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。そのため、経営成績に関する説明においては、対前連結会計年度増減率を記載しておりません。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

##### (タクシー事業)

タクシー業界においては、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）拡大抑止に伴う外出自粛、ビジネスマンの出張禁止・自粛、テレワークの増加、各種学校の臨時休校、国内観光客及び訪日外国人の消失等の影響により利用減少が継続する厳しい事業環境となっております。

当社グループにおいては、引き続き「ママサポートタクシー」（78地域、累計登録者数407千人、利用回数のはべ994千回、うち陣痛時利用34千回）、「子どもサポートタクシー」、「No. 1 タクシーネットワーク」（提携会社484社）では共同求人サイト『WAY』の開設など、他企業と連携したサービス展開を全国の営業所にて推進しております。路線バス廃止や交通不便地区での移動困難者の外出を支援する「おでかけ乗合タクシー」（68市町村253路線）、買い物代行、病院の順番取り等「救援事業・便利屋タクシー」では、高齢者を中心とした利用者の利便性向上、お墓参りの代行・同行サービス「お墓参りサポートタクシー」、お客様の安全・安心を第一として各種ウイルスの不活化及び除菌効果が確認されている「低濃度オゾン発生装置」を稼

働車両全車に搭載するなど、他社との差別化を図っております。なお、日本自動車会議所が日刊自動車新聞社との共催で創設した表彰制度『クルマ・社会・パートナーシップ大賞』では、おでかけサポート事業が『特別賞』を受賞しており、今後も過疎化や少子高齢化などの課題解決に取り組んでまいります。また、脱炭素社会への取り組みと、安心・安全・持続可能な社会の実現を目指し、福岡地区において住友商事グループ及び九州電力と共同でタクシー電動化プロジェクトを実施し、全国で持続可能な環境配慮型タクシー事業の実現を図ります。

コロナ禍での営業車両の稼働制限と乗務員へ休業手当を支給するとともに、乗務員募集・採用では「雇用創出プラン2021」を打ち出し、解雇や雇止め等求職者や在籍型出向者の受け入れ、当社グループ全社で認証を取得した国土交通省「働きやすい職場認証制度」のPR、事業所内保育所や近隣保育施設との業務提携、若年者の採用優遇制度「夢チャレ」、事業所見学会の実施、インターネット、ホームページ、テレビCM等の活用により女性乗務員や若年層の採用を進めることで、若返り及び定着を図っております。（括弧内の数値はいずれも令和4年3月31日現在）

観光地や大都市圏を中心に感染症拡大抑止に伴う外出自粛により、需要の落ち込みが続く中、前連結会計年度に比べ輸送人員が増加したこともあり、売上高は38,667百万円（前連結会計年度は35,160百万円）となり、燃料単価の上昇により燃料費が前連結会計年度比35.4%増加したものの、国土交通省のコロナ対策の特例休車による経費節減のほか、広範囲にわたる経費削減に取り組んだ結果、セグメント損失は2,668百万円（前連結会計年度はセグメント損失4,107百万円）となりました。

タクシー認可台数は前連結会計年度末比7台減の8,074台ですが、このうちタクシー特措法に基づく特定地域内で稼働が出来ない状態（休車）の9台及びコロナ対策の特例休車618台が含まれており、稼働可能な台数は7,447台となっております。なお、認可台数に含まれていない預り減車215台は、将来UD車等で復活が可能となっております。

#### （バス事業）

バス業界においては、感染症拡大に伴う外出自粛、大型イベントの中止、各種学校の臨時休校、国内観光客及び訪日外国人の消失等の影響による利用減少により、厳しい事業環境となっております。

当社グループの沖縄県内の路線バス部門では、交通系ICカード「OKICA」の運用、スクールバスの受託、那覇市高齢者福祉バス、沖縄県基幹急行バスなど各種実証実験や需要に応じた新規路線の運行、「那覇バスターミナル」では、デジタル多言語案内板等により通勤利用者や観光客の利便性向上に努めておりますが、通勤利用者や学校の休校措置による通学利用者の減少が継続しております。一方で、沖縄県内の貸切バス部門においては、バスガイド・乗務員で構成する音楽ユニット「うたばす」による営業活動に取り組んでおり、あわせて貸切バス車両に抗菌・抗ウイルス効果が高い光触媒の施工を行っております。しかしながら、感染症拡大抑止に伴う「まん延防止等重点措置」及び「緊急事態宣言」による大型イベントの中止、県内外の団体

客、修学旅行及び海外からのクルーズ船を含めた渡航自粛による貸切バスのキャンセルや延期が相次ぎました。アフターコロナ対策としては、動画配信サイトで沖縄でのバス旅行の魅力を配信し、学校ともオンライン交流を行っており、当社グループ5社が認証を取得した国土交通省「働きやすい職場認証制度」のPRによる乗務員等の採用にも注力しております。なお、令和3年11月からANAグループ等と協力して沖縄県産品の販路拡大、地域活性化を目的に、那覇空港への連絡バスでの貨客混載を開始しており、令和4年2月から「沖縄スマートシフトプロジェクト」を開始し、MaaSアプリ「my route」による交通サービスの提供における非接触化・即時化の取り組みとして、バス1日乗車券のデジタルチケット販売を開始しております。

バス事業全体では、沖縄県を中心に感染症拡大抑止に伴う外出自粛やインバウンド需要の落ち込みが続く中、前連結会計年度比では輸送人員が増加したこともあり、売上高は3,926百万円（前連結会計年度は3,590百万円）となり、国土交通省のコロナ対策の特例休車による経費節減のほか、広範囲にわたる経費削減に取り組んだものの、燃料単価の上昇により燃料費が前連結会計年度比31.2%増加した結果、セグメント損失は1,677百万円（前連結会計年度はセグメント損失1,642百万円）となりました。また、バス認可台数は、前連結会計年度末から4台減の681台ですが、コロナ対策の特例休車44台が含まれており、稼働可能な台数は637台となっております。

#### （不動産分譲事業）

不動産分譲事業では、感染症拡大抑止に対する政府の緊急事態宣言及び各自治体からの要請時には、マンション・戸建住宅の営業活動を制限し、「予約制」でのご案内、バーチャルモデルルームの導入、オンラインシステムを利用したご商談等を行っております。また感染予防対策として、販売センターの接客スペースに低濃度オゾン発生装置を設置するなど、感染者数等の状況を注視しながら対応しております。なお、木材需要の増加による価格高騰と供給が不安定な「ウッドショック」状況から、新築戸建販売においては需要減少の要因となっております。

このような状況の下、マンション販売におきましては、北九州において「下到尾津」（99戸）、「黒崎」（147戸）、福岡において「百道」（26戸）、「都府楼前駅」（103戸）、佐賀において「神野東」（42戸）など合計8棟615戸を新規販売するとともに、北九州において「一枝」（134戸）、福岡において「伊都の杜」（37戸）ほか1棟26戸、山口において「新山口」（42戸）、大阪において竣工完売の共同事業「三国ヶ丘」（2棟122戸）ほか5棟342戸、愛知において共同事業「南大高」（192戸）、三重において共同事業「津桜橋」（127戸）、千葉において竣工完売の共同事業「木更津」（76戸）など合計15棟1,282戸の新規竣工物件のうち契約済物件の引渡し及び完成在庫の販売により、売上高は25,420百万円（前連結会計年度は24,224百万円）となりました。

戸建住宅におきましては、第一ホーム㈱の「ユニエクセラ」シリーズを、北九州において門司大里公園再整備エリアの「門司大里ヒルズ」（20区画）ほか14区画、福岡において「新宮」（5区画）ほか4区画を新規販売するとともに、完成在庫の販売

に取り組んだ結果、売上高は3,399百万円（前連結会計年度は3,244百万円）となりました。

不動産分譲事業全体の売上高は、プロジェクト用地の売却等その他2,721百万円を加えた31,541百万円（前連結会計年度は28,029百万円）となり、セグメント利益は2,309百万円（前連結会計年度はセグメント利益1,921百万円）となりました。

#### （不動産賃貸事業）

不動産賃貸業界においては、感染症の影響により、企業のリモートワーク普及に伴うオフィスの縮小及び外出自粛に伴う飲食店の減少が懸念されています。

当社グループでは、九州沖縄・中国・近畿・北陸・関東・北海道の15道府県で、飲食ビルを中心に商業施設・オフィスビル・マンション・倉庫・駐車場等2,028戸の賃貸及び管理を行っております。感染症対策として、お客様・従業員の方に安全・安心なビルとして継続的に利用して頂くため、福岡県内（福岡市・北九州市）の繁華街に所有する飲食ビルテナント220店舗内に「低濃度オゾン発生装置」（エアネス）を設置、九州地区では当社グループタクシーとテナント内で利用が出来る「共通クーポン券」の販売を前年に引き続き実施し、飲食ビルの利用客増加、既存テナントの囲い込み及び新規入居の推進を図っております。

売上高につきましては、飲食ビル等の入居率の低下により4,700百万円（前連結会計年度は4,716百万円）となりましたが、セグメント利益は2,305百万円（前連結会計年度はセグメント利益2,200百万円）となりました。

今後もお客様の安全・安心を第一として営業支援に取り組むとともに、タクシー事業の拠点となる主要地域におけるシナジー効果と営業エリアの拡大、収益力の高い賃貸物件の購入を積極的に行い、賃料収入の向上に努めてまいります。

#### （不動産再生事業）

当社グループにおける不動産再生事業は、主に不動産担保融資に特化した金融事業より集まる不動産情報に、付加価値を高めマーケットにマッチした再生物件として販売しており、不動産市況や経済動向を見極めながら、積極的に展開しております。売上高につきましては、福岡県粕屋郡の物流倉庫用地及び東京都港区新橋のオフィスビル等の大型物件の売却等により9,630百万円（前連結会計年度は2,693百万円）、セグメント利益は1,235百万円（前連結会計年度はセグメント利益137百万円）となりました。

#### （金融事業）

当社グループにおける金融事業は不動産担保融資に特化しており、先行きの不透明感はあるものの、目先の堅調な不動産市場動向に支えられ、良質資産の積み上げに努めておりますが、貸出審査の厳正化や大口回収等により、不動産担保ローンの融資残高は12,258百万円（前連結会計年度末比892百万円減）となりました。

売上高につきましては、前連結会計年度に大口貸出金の回収が重なった影響により、期中平均融資残高が減少したほか、金利引下げ対応及び新規貸付の減少による影響もあり951百万円（前連結会計年度は1,209百万円）、セグメント利益も268百万円

(前連結会計年度はセグメント利益782百万円)となりました。

(その他事業)

その他事業においては、自動車の点検・整備、LPGの販売、パーキング事業及びマンション管理等により、売上高は3,389百万円(前連結会計年度は3,348百万円)、セグメント損失は1,237百万円(前連結会計年度はセグメント損失1,330百万円)となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、事業用資産の車両、土地・建物の取得を中心に総額2,488百万円の設備投資を行いました。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、経常的な借入のほかに特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                                          | 第55期     | 第56期     | 第57期     | 第58期                 |
|--------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|----------------------|
|                                                              | 平成31年3月期 | 令和2年3月期  | 令和3年3月期  | (当連結会計年度)<br>令和4年3月期 |
| 売 上 高<br>(百万円)                                               | 106,170  | 105,595  | 78,748   | 92,805               |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)<br>(百万円)                                   | 6,936    | 5,522    | △1,215   | 1,637                |
| 親会社株主に帰<br>属する当期純利<br>益又は親会社株<br>主に帰属する当<br>期純損失(△)<br>(百万円) | 4,193    | 2,957    | △2,191   | △842                 |
| 1株当たり当期<br>純利益又は1株<br>当たり当期純損<br>失(△) (円)                    | 123.15   | 86.85    | △64.35   | △24.75               |
| 総 資 産<br>(百万円)                                               | 175,228  | 188,118  | 186,152  | 169,237              |
| 純 資 産<br>(百万円)                                               | 43,530   | 45,096   | 42,243   | 40,416               |
| 1株当たり<br>純資産額<br>(円)                                         | 1,275.61 | 1,323.35 | 1,239.51 | 1,185.90             |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、令和4年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名            | 資本金    | 議決権比率  | 主要な事業内容 |
|----------------|--------|--------|---------|
| 株式会社第一ゼネラルサービス | 585百万円 | 100.0% | 金融事業    |
| 第一ホーム株式会社      | 50     | 100.0  | 不動産分譲事業 |
| 株式会社琉球バス交通     | 10     | 100.0  | バス事業    |
| 那覇バス株式会社       | 10     | 100.0  | バス事業    |
| 第一交通サービス株式会社   | 30     | 100.0  | タクシー事業  |
| 北九州第一交通株式会社    | 10     | 100.0  | タクシー事業  |
| 大阪第一交通株式会社（堺）  | 10     | 100.0  | タクシー事業  |
| 鯨第一交通株式会社      | 10     | 100.0  | タクシー事業  |
| 第一交通株式会社（足立）   | 18     | 100.0  | タクシー事業  |
| 札幌第一交通株式会社     | 25     | 100.0  | タクシー事業  |

(注) 議決権比率には、間接所有を含んでおります。

#### ③ 重要な企業結合等の状況

##### イ. 事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

##### ロ. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）への感染予防に伴い企業・個人の活動縮減、特に個人消費はサービスを中心に、イベントの中止や自粛・規模縮小・延期等により外出や旅行を控えるなど停滞しておりましたが、移動制限の緩和・解除、インバウンドの受入れ再開の動きがでています。当社グループでは各事業セグメントにおいて、感染症まん延下での官民を挙げた反転攻勢策に対応してまいります。

タクシー事業においては、改正タクシー特措法に基づく需給調整のための自主減車・休車・営業方法制限休車に伴う減収傾向や、感染症による緊急事態宣言等の外出自粛、大規模イベントの自粛、出勤率削減などの施策により、移動需要が大幅に低下し大きな影響が出ております。これらの要因に対し、感染症による一時的な顧客の減少に沿ったコロナ対策による特例休車の活用により最適な稼働台数による効率的な配車、感染症対策で便利屋タクシーの拡充、タクシー車両を活用した食料品の宅配（貨物事業）に取り組み、医療関係者への営業活動の強化、新しい運賃制度等へも速やかに対応してまいります。介護・運転代行・おでかけ乗合タクシー等の各関連事業の強化に加え、クーポン券の販売、ポイントカードの活用や各種ギフトカードでの決済対応、子育て支援サービスのエリア拡大、当社専用自動配車アプリ「モタク」やインバウンド対策として提携した海外配車アプリやQRコード決済・電子マネー対応、多言語通訳サービスの拡充と活用、提携会社の拡大と全国予約センターのPR、並びに各種キャンペーンの実施等により固定顧客の確保に努めてまいります。沖縄でのMaaS事業「沖縄スマートシフトプロジェクト」への参画を行い、地域の交通課題の解決と地域経済の活性化に寄与することを目指します。一方で、全事業所で取得した「働きやすい職場認証制度」を積極的にPRし、各就労支援施設や求人媒体への発信の強化を図り、「雇用創出2021」のPR、女性乗務員の募集強化、運行管理者等の若手管理職の育成、乗務員への事故防止教育と併せ、ドライブレコーダーや衝突警報装置導入及びマナーアップ等の指導を推進してまいります。コスト面については、感染症対策で国土交通省から発出された特例休車等の制度活用による車両維持費の削減（コロナ対策特例休車の活用は令和6年3月末まで延長）、減車・休車後の資産の有効活用、環境配慮型車両の導入や省燃費運転の推進、交通事故の抑制、営業所・待機所等の統廃合及び施設利用料の削減を引き続き推進してまいります。

バス事業においては、沖縄県内の路線バスにおけるIC乗車券「OKICA」の運用、AI・自動運転の研究や各種実証実験への参加により乗客の利便性の向上を図るとともに、三線演奏と島唄で人気の「うたばす」ガイドと大手旅行社とのパッケージツアーによる営業推進、旅行会社への添乗員派遣のための旅程管理主任者及びサービス介助士資格取得の推進、リピーター向け定期観光コースの設定、重複路線の統廃合による効率化、省燃費運転の徹底による燃料費の削減、認証を取得したISO39001やドライブ

レコーダーを活用した指導強化による事故件数の抑制等、引き続き経費の削減を推進してまいります。また、バス乗務員の確保に対応するため、養成乗務員の採用も推進してまいります。なお、脱炭素社会への取組と、安心・安全・持続可能な社会の実現を目指し、令和4年4月に沖縄県内で初めてEVバス2台を導入し、運行を開始しております。

不動産分譲事業においては、感染症への感染予防に伴う営業活動の制限、工事遅延に加え、ウッドショック及びロシアのウクライナ侵攻、円安による原材料の上昇、米国の金融引き締めに伴う金利上昇による消費者マインドの低下等、不安定な事業環境となっております。これらの状況を踏まえ、プロジェクト用地の仕入れについては、従来以上に厳格に行ってまいります。

不動産賃貸事業においては、引き続き主要都市での高収益物件・中古物件の獲得、商業施設の開発、賃貸アパート・マンションの新築計画の推進、商業施設の開発、既存ビルの入居率向上、家賃滞納者への早期対応、既存ビルの老朽化に伴う中期大規模修繕の計画立案・実施、住宅物件のリノベーションの実施並びに分譲事業部門、タクシー・バス事業部門やパーキング部門等と連携強化に努め、空き土地・空き家等の多岐にわたる情報を収集し活用してまいります。

不動産再生事業においては、長引く感染症対策による業態変化や不動産市場における流動性の変化に対応するなか、中長期にわたり安定した情報収集を図るため、情報先とのリレーション強化及び裾野の拡大に努めてまいります。また、高収益物件の入手により安定した収入を図っておりますが、感染症対策による賃料減額や支払い猶予の要請に対しては、妥当性や効果を検討のうえ適時適切に対応してまいります。

金融事業においては、不動産担保融資に特化しており、金融緩和と政策により金融市場も堅調に推移するものと思われませんが、世界経済や金融情勢の影響により一部で金利の上昇も見られるほか、不動産市場において賃取物件の価格下落懸念等、今後の動向に注意する必要があります。このような環境の下、今後不動産市況の悪化により担保価値下落による貸倒リスクの抑制を重視し、与信基準の厳格運用を継続するとともに、良質な資産の積み上げを図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（令和4年3月31日現在）

当社グループ（当社及び連結子会社159社）は、主として次の事業を行っております。

- |           |                                                |
|-----------|------------------------------------------------|
| ① タクシー事業  | 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）                            |
| ② バス事業    | 一般乗合旅客自動車運送事業等（路線・貸切）                          |
| ③ 不動産分譲事業 | 分譲住宅の企画及び販売                                    |
| ④ 不動産賃貸事業 | 不動産の賃貸及び管理                                     |
| ⑤ 不動産再生事業 | 不動産の再生販売                                       |
| ⑥ 金融事業    | 貸金業                                            |
| ⑦ その他事業   | 子会社業務管理、自動車の点検・整備、LPGの販売、<br>パーキング事業及びマンション管理等 |

(6) 主要な事業所（令和4年3月31日現在）

① 当社

|            |    |                                |
|------------|----|--------------------------------|
| 第一交通産業株式会社 | 本社 | 北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号              |
|            | 支社 | 福岡市博多区、東京都千代田区、大阪市淀川区          |
|            | 支店 | 北九州市小倉北区、福岡市博多区、東京都千代田区、大阪市淀川区 |

② 子会社

|                |             |
|----------------|-------------|
| 株式会社第一ゼネラルサービス | 本社：福岡市博多区   |
| 第一ホーム株式会社      | 本社：北九州市小倉北区 |
| 株式会社琉球バス交通     | 本社：沖縄県豊見城市  |
| 那覇バス株式会社       | 本社：沖縄県那覇市   |
| 第一交通サービス株式会社   | 本社：北九州市小倉北区 |
| 北九州第一交通株式会社    | 本社：北九州市小倉北区 |
| 大阪第一交通株式会社（堺）  | 本社：堺市堺区     |
| 鯨第一交通株式会社      | 本社：名古屋市北区   |
| 第一交通株式会社（足立）   | 本社：東京都足立区   |
| 札幌第一交通株式会社     | 本社：札幌市白石区   |

営業エリア（以下の国内34都道府県、ミャンマー、インド）

九州・沖縄7県（福岡県、沖縄県、鹿児島県、宮崎県、大分県、熊本県、長崎県）、  
四国2県（愛媛県、徳島県）、中国4県（山口県、広島県、島根県、鳥取県）、近畿  
2府4県（和歌山県、兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、三重県）、中部7県（愛知  
県、静岡県、長野県、山梨県、福井県、石川県、新潟県）、関東1都5県（神奈川  
県、東京都、千葉県、埼玉県、群馬県、茨城県）、東北1県（宮城県）、北海道

(7) 従業員の状況（令和4年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| セグメントの名称 | 従業員数    | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|---------|-------------|
| タクシー事業   | 8,942名  | 574名減       |
| バス事業     | 896名    | 16名減        |
| 不動産分譲事業  | 131名    | 4名増         |
| 不動産賃貸事業  | 25名     | —           |
| 不動産再生事業  | 9名      | —           |
| 金融事業     | 32名     | 2名増         |
| その他事業    | 433名    | 37名増        |
| 全社（共通）   | 95名     | 2名増         |
| 合 計      | 10,563名 | 545名減       |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、平均臨時従業員数2,218名は含まれておりません。  
2. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 300名 | 9名増       | 41.9歳 | 10.8年  |

- (注) 従業員数は就業人員数であり、平均臨時従業員数23名は含まれておりません。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況（令和4年3月31日現在）

| 借入先          | 借入金残高     |
|--------------|-----------|
| 株式会社西日本シティ銀行 | 25,785百万円 |
| 株式会社福岡銀行     | 17,551    |
| 株式会社北九州銀行    | 11,689    |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（令和4年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 156,000,000株
- ② 発行済株式の総数 39,227,200株（うち自己株式5,173,348株）
- ③ 株主数 7,730名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名         | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|---------------|----------|---------|
| 株式会社第一マネージメント | 12,348千株 | 36.26%  |
| 株式会社西日本シティ銀行  | 1,630    | 4.78    |
| 株式会社福岡銀行      | 1,348    | 3.96    |
| 黒 土 優 子       | 1,176    | 3.45    |
| 田 中 京 子       | 1,176    | 3.45    |
| 田 中 亮 一 郎     | 1,176    | 3.45    |
| トヨタ自動車株式会社    | 1,078    | 3.16    |
| 株式会社北九州銀行     | 1,059    | 3.10    |
| 黒 土 始         | 1,057    | 3.10    |
| 第一交通産業従業員持株会  | 695      | 2.04    |

(注) 1. 当社は、自己株式を5,173,348株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（令和4年3月31日現在）

| 会社における地位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                           |
|----------------|---------|------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>創業者会長 | 黒 土 始   | 株式会社第一マネージメント取締役                                                       |
| 代表取締役社長        | 田 中 亮一郎 | 株式会社第一マネージメント取締役                                                       |
| 取締役副社長         | 大 塚 泉   | 不動産事業統括本部長 兼 経営管理担当                                                    |
| 取締役副社長         | 吉 積 久 明 | 交通事業統括本部長                                                              |
| 専務取締役          | 垂 水 繁 幸 | 経営企画、I R 担当                                                            |
| 専務取締役          | 田 頭 寛 三 | 交通事業 関東・静岡地区担当                                                         |
| 常務取締役          | 田 中 靖   | 人事、総務、広報、情報システム、秘書室担当                                                  |
| 常務取締役          | 谷 口 雅 春 | 交通事業統括副本部長 兼 交通事業部関西支社長                                                |
| 取 締 役          | 中 平 雅 之 | 業務監査室長、コンプライアンス、国際事業担当<br>株式会社スターフライヤー社外監査役                            |
| 取 締 役          | 土 生 哲 雄 | 分譲事業部 東京・海外担当                                                          |
| 取 締 役          | 磯 本 博 之 | 経理部長                                                                   |
| 取 締 役          | 津 村 昭 宏 | 財務部長兼不動産賃貸事業・駐車場事業担当                                                   |
| 取 締 役          | 柴 戸 隆 成 | 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 代表取締役会長兼社長<br>株式会社福岡銀行 代表取締役会長兼頭取                  |
| 取 締 役          | 村 上 英 之 | 株式会社西日本フィナンシャルホールディングス 代表取締役社長<br>株式会社西日本シティ銀行 代表取締役頭取                 |
| 取 締 役          | 川 本 惣 一 | 株式会社西日本フィナンシャルホールディングス 執行役員<br>九州カード株式会社 代表取締役<br>Jペイメントサービス株式会社 代表取締役 |
| 監査役（常勤）        | 木 原 大 介 |                                                                        |
| 監査役（常勤）        | 宮 武 茂 典 |                                                                        |
| 監 査 役          | 中 野 昌 治 | 弁護士法人大手町法律事務所 弁護士（代表）<br>一般社団法人北九州成年後見センター 代表理事                        |
| 監 査 役          | 古 川 直 樹 | 税理士法人SKC古川直樹税理士事務所 税理士（代表）<br>株式会社第一マネージメント監査役                         |

(注) 1. 取締役柴戸隆成氏、村上英之氏及び川本惣一氏は、社外取締役であります。

2. 監査役4名全員は、社外監査役であります。
3. 監査役木原大介氏は、株式会社山口銀行在籍時において、長年にわたり財務業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 令和3年6月24日開催の第57期定時株主総会において、津村昭宏氏及び村上英之氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
5. 当社は、社外監査役宮武茂典氏及び中野昌治氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年1月28日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものと判断しております。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上と株主利益を確保するため、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

#### 2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### 3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うため、代表取締役社長田中亮一郎がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当事業の業績を踏まえた基本報酬の額とする。



## ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分              | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |       |       | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-------------------|-----------------|------------------|-------|-------|-----------------------|
|                   |                 | 固定報酬             | 退職慰労金 | 特別功労金 |                       |
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 2,361           | 624              | 142   | 1,594 | 12                    |
| 監査役<br>(社外監査役を除く) | —               | —                | —     | —     | —                     |
| 社外取締役             | 5               | 5                | 0     | —     | 3                     |
| 社外監査役             | 25              | 23               | 2     | —     | 4                     |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成18年6月28日開催の第42期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額700百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は4名であります。
3. 特別功労金1,594百万円は、令和4年6月をもって取締役を退任する黒土始氏に対し、創業時からの功績に報いるために支給される功労加算金であります。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 社外取締役柴戸隆成氏は、(株)福岡銀行の代表取締役会長兼頭取であり、当社及び当社の子会社は同行からの借入金があります。また、金融持株会社の(株)ふくおかフィナンシャルグループの代表取締役会長兼社長を兼任しております。
- 社外取締役村上英之氏は、(株)西日本シティ銀行の代表取締役頭取であり、当社及び当社の子会社は同行からの借入金があります。また、金融持株会社の(株)西日本フィナンシャルホールディングスの代表取締役社長を兼任しております。
- 社外取締役川本惣一氏は、当社及び当社の子会社が借入金がある(株)西日本シティ銀行の金融持株会社である(株)西日本フィナンシャルホールディングスの執行役員を兼任しております。なお、九州カード(株)及びJペイメントサービス(株)の代表取締役を兼務しておりますが、当社と同社の間には特別な関係はありません。
- 社外監査役中野昌治氏は、弁護士法人大手町法律事務所の代表であり、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しているものの、別の顧問弁護士が当社を担当しております。また、一般社団法人北九州成年後見センターの代表理事を兼職しておりますが、当社と同法人との間には特別な関係はありません。
- 社外監査役古川直樹氏は、税理士法人SKC古川直樹税理士事務所の代表であります。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、当社のその他の関係会社である株式会社第一マネージメントの監査役を兼務しており、

当社と同社との間には、出資及び損害保険契約の取次以外に特別な関係はありません。

ロ、当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

| 区分  | 氏名   | 主な活動状況                                                                                                             |
|-----|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 柴戸隆成 | 当事業年度中に開催の取締役会12回のうち11回に出席しております。金融機関の経営者の経験及び幅広い見識に基づき、客観的・中立的立場で経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に期待される役割を果たしております。         |
| 取締役 | 村上英之 | 令和3年6月24日就任以降、当事業年度中に開催の取締役会10回のうち全てに出席し、金融機関の経営者の経験及び幅広い見識に基づき、客観的・中立的立場で経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に期待される役割を果たしております。 |
| 取締役 | 川本惣一 | 当事業年度中に開催の取締役会12回のうち11回に出席しております。金融機関の経営者の経験及び幅広い見識に基づき、客観的・中立的立場で経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に期待される役割を果たしております。         |
| 監査役 | 木原大介 | 当事業年度中に開催の取締役会12回、監査役会12回の全てに出席し、金融機関における経験及び見識に基づき、常勤の監査役として、業務監査・会計監査の観点から適宜必要な発言・監査を行っております。                    |
| 監査役 | 宮武茂典 | 当事業年度中に開催の取締役会12回のうち11回に、監査役会12回の全てに出席し、行政を通じ運輸関連業界の指導・監督に携わった経験から、常勤の監査役として適宜必要な発言・監査を行っております。                    |
| 監査役 | 中野昌治 | 当事業年度中に開催の取締役会12回、監査役会12回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から適宜必要な発言・監査を行っております。                                           |
| 監査役 | 古川直樹 | 当事業年度中に開催の取締役会12回、監査役会12回の全てに出席し、税理士としての豊富な経験と専門的見地から適宜必要な発言・監査を行っております。                                           |

(注) 上記の取締役会開催のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

#### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                              | 支 払 額 |
|----------------------------------------------|-------|
| イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等                      | 59百万円 |
| ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額 | 70    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記イ. の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制は、次のとおり定めております。

### ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社是・企業行動憲章をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を役職員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。法令遵守と社会倫理を企業活動の原点とすることを徹底するため、管理統括部門はコンプライアンスの取り組みや役職員教育を推進し、内部監査部門はコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締り会及び監査役会に報告されるものとする。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項は、文書の作成・保存及び破棄に関する規程として別途に定めた文書管理規程に従う。また、取締役は、監査役による監査又は取締役の監督行為の一環として監査役が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧に供しなければならない。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の事業に関するコンプライアンス及び各種リスクに対しては、各事業部門において、規則・ガイドラインの制定・研修、内部監査の実施、マニュアルの制定・配布等を行うものとする。内部統制運営委員会の下で内部統制と一体化した組織横断的リスク管理を推進し、内部監査部門が監査を行うこととする。新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は役職員が共有する全社的な目標を決め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び権限委譲・意思決定ルールに基づく効率的な達成の方法を定める。また取締役会はこれらにつき定期的に進捗状況を検討するとともに、ITを活用して改善を促すための全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。当社及びグループ各社の取締役・管理者は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。当社の内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当該部署及び部門責任者に報告する。当該部署は内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を受けるとともに、必要な対策を講じる。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及びその従業員の取締役からの独立性に関する事項**

監査役を補佐すべき従業員として、監査役室を置き、会社の業務を十分検証できる専門性を有する人員を配置する。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ **取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

役職員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、他の役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、定期的又は必要に応じて、担当する部門のリスク管理について報告するものとする。

⑧ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

役職員が監査役監査に対する理解を深め、監査環境を整備するよう努める。代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

⑨ **反社会的勢力排除に向けた体制**

取締役及び使用人は、反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を「行動憲章」及び「コンプライアンス基準（行動指針）」に掲げ、反社会的勢力対応マニュアルを整備する。また、反社会的勢力排除に関する社内研修の実施、外部の専門機関との連携による情報の収集等を行う。

⑩ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

取締役会を12回開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、経営計画及び各事業の進捗状況、業務執行状況の確認を行っております。

常勤取締役のうち役付取締役を中心に構成される経営会議を11回開催し、経営全般に関する事項や取締役会へ付議すべき事項等を協議し、決定しております。

当社の常勤取締役は、グループ各社の社長及び役職員から業績及び重要な業務執行の報告を受け確認するとともに、適宜指導及び業務改善を図っております。

監査役会を12回開催し、監査方針の決定や取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況の監査を行っております。

常勤の監査役は、当社及びグループ各社の重要会議への出席、重要書類の閲覧等、必要な報告を受けております。また、代表取締役社長、会計監査人、業務監査室との会合を適宜行い、情報交換及び意思疎通を図っております。

財務報告の信頼性については、業務監査室が実施計画に基づき内部統制評価を実施しております。

内部監査の実施については、年間計画に基づき業務監査室において、グループ各社の業務の適正性について監査を実施しております。

コンプライアンス及びリスク管理に関する規則、マニュアルを整備し、職員研修等で啓発活動を行うことで、損失の発生及び損害の抑制に取り組んでおります。

#### (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益配分を最重要課題の一つと認識するとともに、業績、経営環境の状況、財務体質の強化や将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、安定した配当を維持していくことを勘案し、定款授權による取締役会決議によって、剰余金の配当等を決定いたします。

内部留保金につきましては、事業所の新設及び設備投資、情報システムの構築並びに人材育成のための教育投資へ積極的に活用することで、業容拡大と事業基盤の強化に役立ててまいります。

また、自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に活用してまいります。

この方針の下、当事業年度の期末配当金につきましては、基本方針及び最近の業績動向、財務体質の状況等を総合的に勘案した結果、1株当たり15円とさせていただきます。なお、配当金のお支払いは令和4年6月24日（金曜日）からとさせていただきます。すでに、令和3年12月6日に実施済みの中間配当金1株当たり10円とあわせまして、年間配当金は1株当たり25円となります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                      | 金 額            | 科 目                        | 金 額            |
|--------------------------|----------------|----------------------------|----------------|
| (資産の部)                   |                | (負債の部)                     |                |
| <b>流 動 資 産</b>           | <b>74,322</b>  | <b>流 動 負 債</b>             | <b>36,917</b>  |
| 現金及び預金                   | 12,683         | 支払手形及び営業未払金                | 4,595          |
| 受取手形、営業未収入金及び<br>契 約 資 産 | 2,113          | 短 期 借 入 金                  | 25,363         |
| 営 業 貸 付 金                | 12,005         | 未 払 法 人 税 等                | 571            |
| 販 売 用 不 動 産              | 28,796         | 賞 与 引 当 金                  | 388            |
| 仕 掛 販 売 用 不 動 産          | 14,947         | そ の 他                      | 5,998          |
| その他の棚卸資産                 | 296            | <b>固 定 負 債</b>             | <b>91,903</b>  |
| そ の 他                    | 3,890          | 長 期 借 入 金                  | 79,159         |
| 貸 倒 引 当 金                | △411           | 繰 延 税 金 負 債                | 2,013          |
| <b>固 定 資 産</b>           | <b>94,915</b>  | 再評価に係る繰延税金負債               | 1,395          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>       | <b>87,876</b>  | 役員退職慰労引当金                  | 4,477          |
| 建物及び構築物                  | 24,335         | 退職給付に係る負債                  | 1,675          |
| 機械装置及び運搬具                | 3,753          | そ の 他                      | 3,180          |
| 土 地                      | 57,818         | <b>負 債 合 計</b>             | <b>128,820</b> |
| リ ー ス 資 産                | 1,368          | (純資産の部)                    |                |
| そ の 他                    | 600            | <b>株 主 資 本</b>             | <b>45,504</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>       | <b>440</b>     | 資 本 金                      | 2,027          |
| の れ ん                    | 165            | 資 本 剰 余 金                  | 3,007          |
| そ の 他                    | 275            | 利 益 剰 余 金                  | 43,058         |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b>     | <b>6,598</b>   | 自 己 株 式                    | △2,589         |
| 投 資 有 価 証 券              | 3,057          | <b>其 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>△5,119</b>  |
| 繰 延 税 金 資 産              | 1,820          | その他有価証券評価差額金               | 241            |
| そ の 他                    | 2,852          | 土地再評価差額金                   | △5,389         |
| 貸 倒 引 当 金                | △1,130         | 為 替 換 算 調 整 勘 定            | 7              |
| <b>資 産 合 計</b>           | <b>169,237</b> | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額    | 21             |
|                          |                | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>       | <b>32</b>      |
|                          |                | <b>純 資 産 合 計</b>           | <b>40,416</b>  |
|                          |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>       | <b>169,237</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |        |
|-----------------|-------|--------|
| 売上高             |       | 92,805 |
| 売上原価            |       | 80,748 |
| 売上総利益           |       | 12,057 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 11,716 |
| 営業利益            |       | 340    |
| 営業外収益           |       |        |
| 受取利息及び配当金       | 73    |        |
| 補助金収入           | 1,271 |        |
| 持分法による投資利益      | 141   |        |
| その他の            | 1,165 | 2,653  |
| 営業外費用           |       |        |
| 支払利息            | 991   |        |
| 貸倒引当金繰入額        | 180   |        |
| その他の            | 183   | 1,356  |
| 経常利益            |       | 1,637  |
| 特別利益            |       |        |
| 固定資産売却益         | 12    |        |
| 国庫補助金           | 13    |        |
| 雇用調整助成金         | 1,166 | 1,192  |
| 特別損失            |       |        |
| 固定資産除売却損        | 384   |        |
| 減損損失            | 104   |        |
| 固定資産圧縮損         | 13    |        |
| 投資有価証券評価損       | 104   |        |
| 臨時休業等による損失      | 1,158 |        |
| 特別功労金           | 1,594 | 3,360  |
| 税金等調整前当期純損失     |       | △529   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 693   |        |
| 法人税等調整額         | △397  | 295    |
| 当期純損失           |       | △825   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 17     |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |       | △842   |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

（令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                            | 株 主 資 本 |       |        |         | 株主資本合計 |
|----------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                            | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 |        |
| 当 期 首 残 高                  | 2,027   | 3,008 | 44,699 | △2,589  | 47,146 |
| 当 期 変 動 額                  |         |       |        |         |        |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動剰余金の配当 |         | △1    | △851   |         | △1     |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△）         |         |       | △842   |         | △842   |
| 連結範囲の変動                    |         |       | △1     |         | △1     |
| 合併による増加                    |         |       | 18     |         | 18     |
| 土地再評価差額金の取崩                |         |       | 35     |         | 35     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）        |         |       |        |         |        |
| 当期変動額合計                    | －       | △1    | △1,640 | －       | △1,641 |
| 当 期 末 残 高                  | 2,027   | 3,007 | 43,058 | △2,589  | 45,504 |

|                            | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |          |          |              |               | 非 支 配 株 主 持 分 | 純資産合計  |
|----------------------------|-----------------------|----------|----------|--------------|---------------|---------------|--------|
|                            | その他有価証券評価差額           | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |               |        |
| 当 期 首 残 高                  | 360                   | △5,358   | △54      | 116          | △4,936        | 33            | 42,243 |
| 当 期 変 動 額                  |                       |          |          |              |               |               |        |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動剰余金の配当 |                       |          |          |              |               |               | △1     |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△）         |                       |          |          |              |               |               | △842   |
| 連結範囲の変動                    |                       |          |          |              |               |               | △1     |
| 合併による増加                    |                       |          |          |              |               |               | 18     |
| 土地再評価差額金の取崩                |                       |          |          |              |               |               | 35     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）        | △118                  | △31      | 62       | △95          | △183          | △0            | △184   |
| 当期変動額合計                    | △118                  | △31      | 62       | △95          | △183          | △0            | △1,826 |
| 当 期 末 残 高                  | 241                   | △5,389   | 7        | 21           | △5,119        | 32            | 40,416 |

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

( 令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで )

### 【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 159社

主要な連結子会社の名称

(株)第一ゼネラルサービス、第一ホーム(株)、(株)琉球バス交通、那覇バス(株)、第一交通サービス(株)、北九州第一交通(株)、大阪第一交通(株)(堺)、鯨第一交通(株)、第一交通(株)(足立)、札幌第一交通(株)

なお、当連結会計年度において、当社の一部の子会社が第一交通(有) (広島)、東北第一交通(株)、千成第一交通(株)及び八千代第一交通(株)を吸収合併したことにより、また、当社の子会社大壺通産(上海)を清算したことにより、これらの子会社を連結の範囲から除外しております。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

ティエムワン(株)、(株)アクセス・ワン

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称

持分法を適用した非連結子会社の数 2社

主要な会社の名称

ANAWA DEVI DAIICHI JOINT VENTURE CO., LTD.

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社の名称

ティエムワン(株)、(株)アクセス・ワン

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちDAIICHI ASIA CO., LTD. の決算日は9月30日、第伊国際貿易(大連)有限公司は12月31日ですが、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

###### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### ① 販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

###### ② その他の棚卸資産

主として最終仕入原価法

##### (3) 固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、平成19年4月1日以降に取得した営業用車両、船舶については定額法

なお、主な耐用年数は建物及び構築物3～50年であります。

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (4) 引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

主として従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

###### ③ 役員退職慰労引当金

当社及び㈱第一ゼネラルサービスは役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給内規に基づく連結会計年度末要支給見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

タクシー事業

タクシー事業においては、顧客の求めに応じて、旅客を輸送し、その対価として運賃及び料金を収受するもので、道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業の免許を得てタクシーの営業を行っております。また、介護車両、寝台車両、ジャンボ、大型、ハイヤー等の車両も取り揃えており、随時不特定多数の顧客の求めに応じて輸送しております。

従ってタクシー事業においては、乗客に通知された目的地に合理的な道筋で安全に顧客を運送するという履行義務を負っているため、乗客が目的地で降車した時点で収益を認識しております。

バス事業

バス事業においては、道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗合旅客自動車運送事業の免許を得て路線バス・観光バスの営業を行っております。

路線バス事業においては、時刻表に基づき停留所間を決まった料金で安全に運送するという履行義務を負っています。観光バス事業においては、予め決定した観光コース及び最終到着地（解散場所・宿泊ホテル等）へ運送するという履行義務を負っています。

従ってバス事業においては、乗客が目的地で降車した時点で収益を認識しております。

不動産分譲事業

不動産分譲事業においては、マンションの企画・販売及び一戸建ての販売を行っております（工事は外部委託）。

マンション・戸建事業において、予め顧客と合意した仕様に従うマンション・戸建を引渡し、所有権移転を完結するという単一の履行義務を負っております。

従って不動産分譲事業においては、マンション及び一戸建ての引渡しを行った時点で収益を認識しております。

なお、引渡し後も建物に対する保証（瑕疵担保責任等）は継続しますが、これは、建物が合意された期間にわたり品質を保証するものであるため、同一の履行義務と認識しております。

#### 不動産再生事業

不動産再生事業においては、主に不動産担保融資に特化した金融事業から入手する物件情報に、付加価値を高め魅力ある商品として販売しております。一般的な不動産の売買以外に、稼働率が低下した不動産を、付加価値を高め魅力あるものに再生して販売しております。

不動産再生事業において販売する不動産は、予め顧客と合意した仕様に従う物件を引渡し、所有権移転を完結するという単一の履行義務を負っております。

従って不動産再生事業においては、不動産の引渡しを行った時点で収益を認識しております。

なお、引渡し後も建物に対する保証（瑕疵担保責任等）は継続しますが、これは、建物が合意された期間にわたり品質を保証するものであるため、同一の履行義務と認識しております。

#### (7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社等の資産及び負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

#### (8) 控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税額等は当連結会計年度の租税公課として処理しております。

#### (9) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

#### 5. のれんの償却に関する事項

のれんの償却方法については、3～5年の定額法により償却を行っております。ただし、金額的重要性が乏しいものについては、当該勘定が生じた連結会計年度の費用として処理しております。

## 【会計方針の変更】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

また、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は170百万円、売上原価は170百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び営業未収入金」は、当連結会計年度より「受取手形、営業未収入金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、【金融商品に関する注記】において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

### 【会計上の見積りに関する注記】

#### 1. 不動産分譲事業及び不動産再生事業における販売用不動産の評価

##### (1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

|          | 当連結会計年度   |
|----------|-----------|
| 販売用不動産   | 28,796百万円 |
| 仕掛販売用不動産 | 14,947百万円 |

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### ① 算定方法

不動産分譲事業における販売用不動産の評価にあたっては、該当物件の定価や近隣の類似物件に係る取引事例から比準した査定価格に、直近の同一物件の値下げ率等を加味して見積りを行っております。

不動産再生事業における販売用不動産の評価にあたっては、当該物件に係る販売計画を基礎として見積りを行っております。

###### ② 主要な仮定

不動産分譲事業における販売用不動産の評価にあたっては、該当物件の定価や近隣の類似物件に係る取引事例から比準した査定価格に、直近の同一物件の値下げ率等を加味したうえで販売できるとの仮定を置いております。

不動産再生事業における販売用不動産の評価にあたっては、当事者同士での交渉の結果として、販売計画が達成可能であるとの仮定を置いております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響については、当連結会計年度末においても、当感染症の収束が見通せない状況にあることから、翌連結会計年度も継続するものと想定しております。このような状況下において、現時点で見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を考慮して見積りを行っております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

不動産の需要状況及び新型コロナウイルス感染症の状況や、経済への影響等に用いた仮定が変化した場合には、販売価額が変動し、損益に影響を及ぼす可能性があります。

2. 不動産賃貸事業における賃貸用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表における固定資産の金額

|        | 当連結会計年度   |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 87,876百万円 |
| 無形固定資産 | 440百万円    |

うち42,034百万円が不動産賃貸事業における賃貸用不動産であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算定方法

減損の兆候を識別した場合は、物件の今後の使用方針によって、将来キャッシュ・フローまたは路線価等を基礎として見積りを行っております。

② 主要な仮定

見積りにあたって将来キャッシュ・フローを利用する場合は、物件の今後の収支計画が実現可能であるとの仮定を置いております。見積りにあたって路線価等を基礎とする場合は、当該価格で売却可能であると仮定しております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響については、当連結会計年度末においても、当感染症の収束が見通せない状況にあることから、翌連結会計年度も継続するものと想定しております。このような状況下において、現時点で見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を考慮して見積りを行っております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

不動産の需要状況及び新型コロナウイルス感染症の状況や、経済への影響等に用いた仮定が変化した場合には、将来キャッシュ・フロー等が変動し、損益に影響を及ぼす可能性があります。



**【連結貸借対照表に関する注記】**

1. 受取手形、営業未収入金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

|        |       |     |
|--------|-------|-----|
| 受取手形   | 0     | 百万円 |
| 営業未収入金 | 2,082 |     |
| 契約資産   | —     |     |
| 計      | 2,083 |     |

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

|                  |        |     |
|------------------|--------|-----|
| 現金及び預金           | 130    | 百万円 |
| 販売用不動産           | 6,696  |     |
| 仕掛販売用不動産         | 5,696  |     |
| 建物及び構築物          | 18,431 |     |
| 土地               | 47,027 |     |
| 固定資産「その他」(差入保証金) | 17     |     |
| 計                | 78,000 |     |

担保に係る債務

|                    |        |     |
|--------------------|--------|-----|
| 短期借入金              | 4,523  | 百万円 |
| 長期借入金(1年内返済予定分を含む) | 63,860 |     |
| 流動負債「その他」(契約負債)    | 151    |     |
| 固定負債「その他」(長期預り金)   | 28     |     |
| 計                  | 68,564 |     |

3. 有形固定資産の減価償却累計額 52,762百万円

4. 国庫補助金等による圧縮記帳額 13百万円

5. 有形固定資産の圧縮記帳累計額 3,729百万円

6. 保証債務

連結会社以外の会社及び当社分譲物件の購入者の金融機関からの借入金に対して次のとおり債務保証を行っております。

|                |     |     |
|----------------|-----|-----|
| (医)湘和会 湘南記念病院  | 400 | 百万円 |
| 当社分譲物件購入者(93名) | 98  |     |
| 計              | 498 |     |

## 7. 土地再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び平成13年3月31日の同法律の改正に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

（再評価を行った年月日） 平成14年3月31日

（再評価の方法）

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める路線価に合理的な調整を行い算出しております。

（再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額）

△7,153百万円

### 【連結損益計算書に関する注記】

#### 1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、【収益認識に関する注記】「1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

#### 2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 用途    | 場所        | 種類  | 減損損失(百万円) |
|-------|-----------|-----|-----------|
| 事業用資産 | 津市大門      | のれん | 28        |
| 事業用資産 | 福岡市博多区冷泉町 | のれん | 35        |
| 事業用資産 | インド       | 建物  | 41        |

当社グループは、主に管理会計上の区分に従い、継続的な収支の把握を行っている単位を一つの資産グループとしております。なお、遊休資産については各資産単位を一つの資産グループとしております。

その結果、事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(104百万円)として特別損失に計上いたしました。その内訳はのれん63百万円、建物41百万円であります。

なお、建物の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、帳簿価額の全額を減損損失としております。

また、のれんは、タクシー事業及びその他事業を営む連結子会社に帰属するものであり、当初想定した収益が見込めなくなったため、帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

### 3. 特別功労金

特別功労金1,594百万円は、令和4年6月をもって取締役を退任する黒土始氏に対し、創業時からの功績に報いるために支給される功労加算金であります。

## 【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

### 1. 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 普通株式  | 39,227千株     | 一千株          | 一千株          | 39,227千株    |

### 2. 自己株式の種類及び数

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 普通株式  | 5,173千株      | 一千株          | 一千株          | 5,173千株     |

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日           | 効発生日          |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|---------------|---------------|
| 令和3年5月20日<br>取締役会  | 普通株式  | 510             | 15              | 令和3年<br>3月31日 | 令和3年<br>6月25日 |
| 令和3年11月11日<br>取締役会 | 普通株式  | 340             | 10              | 令和3年<br>9月30日 | 令和3年<br>12月6日 |
| 計                  | —     | 851             | 25              | —             | —             |

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の<br>原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日           | 効発生日          |
|-------------------|-------|-----------------|-----------|-----------------|---------------|---------------|
| 令和4年5月19日<br>取締役会 | 普通株式  | 510             | 利益<br>剰余金 | 15              | 令和4年<br>3月31日 | 令和4年<br>6月24日 |

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び営業未収入金に係る顧客の信用リスクは、リスク管理基準に沿ってリスクの低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を利用して支払利息を固定化しております。なお、デリバティブ取引は社内管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                   | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価       | 差 額    |
|-------------------|----------------|-----------|--------|
| (1)営業貸付金          | 12,005百万円      |           |        |
| 貸倒引当金(*2)         | △305           |           |        |
|                   | 11,700         | 12,055百万円 | 355百万円 |
| (2)投資有価証券(*3)(*4) | 2,164          | 2,164     | —      |
| 資産計               | 13,864         | 14,220    | 355    |
| (3)長期借入金          | 79,159         | 77,562    | △1,596 |
| 負債計               | 79,159         | 77,562    | △1,596 |
| (4)デリバティブ取引       | —              | —         | —      |

(\*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであること、「受取手形、営業未収入金及び契約資産」、「支払手形及び営業未払金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2)営業貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*3)市場価格のない株式等は、(2)投資有価証券に含まれておりません。非上場株式の連結貸借対照表計上額は726百万円であります。

(\*4) 投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しており、連結貸借対照表計上額は166百万円であります。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分                     | 時価 (百万円) |      |      |       |
|------------------------|----------|------|------|-------|
|                        | レベル1     | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券<br>其他有価証券<br>株式 | 1,843    | 289  | —    | 2,133 |
| 資産計                    | 1,843    | 289  | —    | 2,133 |

(注) 時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項に従い経過措置を適用し、表中に含まれていない投資信託の連結貸借対照表における金額は、30百万円となります。

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分                  | 時価 (百万円) |        |      |        |
|---------------------|----------|--------|------|--------|
|                     | レベル1     | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 営業貸付金               | —        | 12,055 | —    | 12,055 |
| 資産計                 | —        | 12,055 | —    | 12,055 |
| 長期借入金 (1年内返済<br>除く) | —        | 77,562 | —    | 77,562 |
| 負債計                 | —        | 77,562 | —    | 77,562 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。また、投資信託の時価については、公表されている基準価格によっております。上場株式のうち活発な市場で取引されているものはレベル1の時価に分類し、それ以外の市場で取引されているものは市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

#### 営業貸付金

宅地・戸建・マンション分譲等のプロジェクトを行う際の貸付（不動産担保ローン）であります。

期末日現在の残高について回収可能性を加味した元利息の見積将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いた現在価値を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

ただし、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は期末日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価については、元利息の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利息の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

### 【賃貸等不動産に関する注記】

#### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、北九州市小倉北区その他の地域において、賃貸用のテナントビル及び賃貸住宅等を有しております。

#### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額 | 当連結会計年度末の時価 |
|------------|-------------|
| 46,043百万円  | 49,793百万円   |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。また、当連結会計年度に取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

## 【収益認識に関する注記】

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：百万円)

|                   | 報告セグメント |       |           |           |           |     |        | その他   | 合計     |
|-------------------|---------|-------|-----------|-----------|-----------|-----|--------|-------|--------|
|                   | タクシー    | バス    | 不動産<br>分譲 | 不動産<br>賃貸 | 不動産<br>再生 | 金融  | 計      |       |        |
| タクシー運送<br>収入      | 37,839  | —     | —         | —         | —         | —   | 37,839 | —     | 37,839 |
| 路線バス収入            | —       | 2,881 | —         | —         | —         | —   | 2,881  | —     | 2,881  |
| 観光バス収入            | —       | 714   | —         | —         | —         | —   | 714    | —     | 714    |
| マンション             | —       | —     | 25,420    | —         | —         | —   | 25,420 | —     | 25,420 |
| 戸建住宅              | —       | —     | 3,399     | —         | —         | —   | 3,399  | —     | 3,399  |
| 売却物件              | —       | —     | —         | —         | 9,069     | —   | 9,069  | —     | 9,069  |
| その他               | 827     | 329   | 2,721     | —         | —         | —   | 3,878  | 3,389 | 7,267  |
| 顧客との契約<br>から生じる収益 | 38,667  | 3,926 | 31,541    | —         | 9,069     | —   | 83,203 | 3,389 | 86,593 |
| その他の収益            | —       | —     | —         | 4,700     | 561       | 951 | 6,212  | —     | 6,212  |
| 外部顧客への<br>売上高     | 38,667  | 3,926 | 31,541    | 4,700     | 9,630     | 951 | 89,416 | 3,389 | 92,805 |

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、子会社業務管理、自動車の点検・整備、LPGの販売及びパーキング事業等を含んでおります。



## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

### タクシー事業

タクシー事業においては、顧客の求めに応じて、旅客を輸送し、その対価として運賃及び料金を収受するもので、道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業の免許を得てタクシーの営業を行っております。また、介護車両、寝台車両、ジャンボ、大型、ハイヤー等の車両も取り揃えており、随時不特定多数の顧客の求めに応じて輸送しております。

従ってタクシー事業においては、乗客に通知された目的地に合理的な道筋で安全に顧客を運送するという履行義務を負っているため、乗客が目的地で降車した時点で収益を認識しております。

### バス事業

バス事業においては、道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗合旅客自動車運送事業の免許を得て路線バス・観光バスの営業を行っております。

路線バス事業においては、時刻表に基づき停留所間を決まった料金で安全に運送するという履行義務を負っています。観光バス事業においては、予め決定した観光コース及び最終到着地（解散場所・宿泊ホテル等）へ運送するという履行義務を負っています。

従ってバス事業においては、乗客が目的地で降車した時点で収益を認識しております。

## 不動産分譲事業

不動産分譲事業においては、マンションの企画・販売及び一戸建ての販売を行っております（工事は外部委託）。

マンション・戸建事業において、予め顧客と合意した仕様に従うマンション・戸建を引渡し、所有権移転を完結するという単一の履行義務を負っております。

従って不動産分譲事業においては、履行義務の完了するマンション及び一戸建ての引渡しを行った時点で収益を認識しております。

なお、引渡し後も建物に対する保証（瑕疵担保責任等）は継続しますが、これは、建物が合意された期間にわたり品質を保証するものであるため、同一の履行義務と認識しております。

## 不動産再生事業

不動産再生事業においては、主に不動産担保融資に特化した金融事業から入手する物件情報に、付加価値を高め魅力ある商品として販売しております。一般的な不動産の売買以外に、稼働率が低下した不動産を、付加価値を高め魅力あるものに再生して販売しております。

不動産再生事業において販売する不動産は、予め顧客と合意した仕様に従う物件を引渡し、所有権移転を完結するという単一の履行義務を負っております。

従って不動産再生事業においては、履行義務の完了する不動産の引渡しを行った時点で収益を認識しております。

なお、引渡し後も建物に対する保証（瑕疵担保責任等）は継続しますが、これは、建物が合意された期間にわたり品質を保証するものであるため、同一の履行義務と認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

|                      | 当連結会計年度<br>(百万円) |
|----------------------|------------------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 1,891            |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 2,083            |
| 契約負債(期首残高)           | 896              |
| 契約負債(期末残高)           | 889              |

契約負債は、主にマンション等の不動産売買契約に基づいて、顧客から受け取った手付金等の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、718百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、令和4年3月31日時点で889百万円であります。当該履行義務は、主に不動産販売事業におけるマンション及び戸建販売に関するものであり、期末日後1年以内に91.6%、残り8.4%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

【1株当たり情報に関する注記】

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,185円90銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △24円75銭   |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目            | 金 額            |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| (資産の部)          |                | (負債の部)         |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>47,965</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>24,805</b>  |
| 現金及び預金          | 9,506          | 支払手形           | 1,480          |
| 受取手形            | 0              | 営業未払金          | 804            |
| 営業未収入金          | 433            | 短期借入金          | 17,180         |
| 販売用不動産          | 22,361         | 繰上り借入金         | 42             |
| 商産品             | 5              | 未払費用           | 1,265          |
| 仕掛販売用不動産        | 12,523         | 未払法人税等         | 62             |
| 貯蔵品             | 66             | 未払法人税等         | 1,425          |
| 前渡金             | 1,104          | 契約負債           | 873            |
| 前払費用            | 216            | 前受り            | 55             |
| その他の            | 1,760          | 前受り            | 668            |
| 貸倒引当金           | △14            | 前受り            | 386            |
| <b>固定資産</b>     | <b>77,910</b>  | 賞与引当金          | 43             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>60,691</b>  | その他の           | 515            |
| 建物              | 18,722         | <b>固定負債</b>    | <b>69,127</b>  |
| 構築物             | 257            | 長期借入金          | 60,884         |
| 機械及び装置          | 41             | 繰上り借入金         | 192            |
| 車両運搬具           | 4              | 再評価に係る繰延税金負債   | 1,395          |
| 工具、器具及び備品       | 294            | 退職給付引当金        | 267            |
| 土地              | 41,193         | 役員退職慰労引当金      | 4,457          |
| リース資産           | 138            | その他の           | 1,930          |
| 建設仮勘定           | 40             | <b>負債合計</b>    | <b>93,933</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>125</b>     | (純資産の部)        |                |
| 借地権             | 59             | <b>株主資本</b>    | <b>37,185</b>  |
| ソフトウェア          | 40             | 資本金            | 2,027          |
| その他の            | 24             | 資本剰余金          | 2,486          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>17,094</b>  | 資本準備金          | 2,214          |
| 投資有価証券          | 2,556          | その他資本剰余金       | 272            |
| 関係会社株式          | 4,582          | <b>利益剰余金</b>   | <b>35,260</b>  |
| 長期貸付金           | 8,270          | 利益準備金          | 201            |
| 前払年金費用          | 1              | その他利益剰余金       | 35,059         |
| 繰延税金資産          | 1,485          | 別途積立金          | 32,410         |
| その他の            | 938            | 繰越利益剰余金        | 2,649          |
| 貸倒引当金           | △741           | <b>自己株式</b>    | <b>△2,589</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>125,876</b> | 評価・換算差額等       | △5,241         |
|                 |                | その他有価証券評価差額金   | 147            |
|                 |                | 土地再評価差額金       | △5,389         |
|                 |                | <b>純資産合計</b>   | <b>31,943</b>  |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b> | <b>125,876</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（ 令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで ）

（単位：百万円）

| 科 目                   | 金 額   |        |
|-----------------------|-------|--------|
| 売 上 高                 |       | 34,778 |
| 売 上 原 価               |       | 26,352 |
| 売 上 総 利 益             |       | 8,426  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 5,171  |
| 営 業 利 益               |       | 3,255  |
| 営 業 外 収 益             |       |        |
| 受 取 利 息               | 152   |        |
| 受 取 配 当 金             | 269   |        |
| 保 険 解 約 返 戻 金         | 157   |        |
| そ の 他                 | 490   | 1,069  |
| 営 業 外 費 用             |       |        |
| 支 払 利 息               | 805   |        |
| そ の 他                 | 20    | 826    |
| 経 常 利 益               |       | 3,498  |
| 特 別 利 益               |       |        |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 11    | 11     |
| 特 別 損 失               |       |        |
| 固 定 資 産 除 売 却 損       | 364   |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 96    |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 85    |        |
| 特 別 功 労 金             | 1,594 | 2,141  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 1,368  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 908   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △513  | 394    |
| 当 期 純 利 益             |       | 973    |

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで）

（単位：百万円）

|                                       | 株 主 資 本 |           |              |               |           |              |            |               |               | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|---------------------------------------|---------|-----------|--------------|---------------|-----------|--------------|------------|---------------|---------------|--------|------------|
|                                       | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |              |               | 利 益 剰 余 金 |              |            | 利益剰余<br>金 合 計 | 利益剰余<br>金 合 計 |        |            |
|                                       |         | 資本準備<br>金 | その他資<br>本剰余金 | 資本剰余<br>金 合 計 | 利益準備<br>金 | その他利益剰余<br>金 | 別 途<br>積立金 |               |               |        |            |
| 当 期 首 残 高                             | 2,027   | 2,214     | 272          | 2,486         | 201       | 31,910       | 2,990      | 35,101        | △2,589        | 37,026 |            |
| 当 期 変 動 額                             |         |           |              |               |           |              |            |               |               |        |            |
| 別 途 積 立 金<br>の 積 立                    |         |           |              |               |           | 500          | △500       | —             |               | —      |            |
| 剰 余 金 の 配 当                           |         |           |              |               |           |              | △851       | △851          |               | △851   |            |
| 当 期 純 利 益                             |         |           |              |               |           |              | 973        | 973           |               | 973    |            |
| 土地再評価差額金の取崩                           |         |           |              |               |           |              | 35         | 35            |               | 35     |            |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項 目<br>当 期 変 動 額（純額） |         |           |              |               |           |              |            |               |               |        |            |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | —       | —         | —            | —             | —         | 500          | △341       | 158           | —             | 158    |            |
| 当 期 末 残 高                             | 2,027   | 2,214     | 272          | 2,486         | 201       | 32,410       | 2,649      | 35,260        | △2,589        | 37,185 |            |

|                                      | 評価・換算差額等         |                    |                        | 純資産合計  |
|--------------------------------------|------------------|--------------------|------------------------|--------|
|                                      | その他有価証券<br>評価差額金 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |        |
| 当 期 首 残 高                            | 241              | △5,358             | △5,117                 | 31,909 |
| 当 期 変 動 額                            |                  |                    |                        |        |
| 別 途 積 立 金 の 積 立                      |                  |                    |                        | —      |
| 剰 余 金 の 配 当                          |                  |                    |                        | △851   |
| 当 期 純 利 益                            |                  |                    |                        | 973    |
| 土地再評価差額金の取崩                          |                  |                    |                        | 35     |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額（純額） | △93              | △31                | △124                   | △124   |
| 当 期 変 動 額 合 計                        | △93              | △31                | △124                   | 33     |
| 当 期 末 残 高                            | 147              | △5,389             | △5,241                 | 31,943 |

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

( 令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで )

### 【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）
  - (2) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
  - (3) その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 販売用不動産及び仕掛販売用不動産  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - (2) 商品及び貯蔵品  
最終仕入原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、船舶については定額法  
なお、主な耐用年数は建物3～50年であります。
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

###### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

##### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

#### 5. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

#### 6. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。



## 不動産分譲事業

不動産分譲事業においては、マンションの企画・販売及び一戸建ての販売を行っております（工事は外部委託）。

マンション・戸建事業において、予め顧客と合意した仕様に従うマンション・戸建を引渡し、移転登記等の必要書類の発行を行い、所有権移転を完結するという単一の履行義務を負っております。

従って不動産分譲事業においては、マンション及び一戸建ての引渡しを行った時点で収益を認識しております。

なお、引渡し後も建物に対する保証（瑕疵担保責任等）は継続しますが、これは、建物が合意された期間にわたり品質を保証するものであるため、同一の履行義務と認識しております。

### 7. 控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税額等は当事業年度の租税公課として処理しております。

### 8. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

## 【会計方針の変更】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

また、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」及び「前受金」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

## 【会計上の見積りに関する注記】

### 1. 不動産分譲事業における販売用不動産の評価

#### (1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

|          | 当事業年度     |
|----------|-----------|
| 販売用不動産   | 22,361百万円 |
| 仕掛販売用不動産 | 12,523百万円 |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表【会計上の見積りに関する注記】における不動産分譲事業の内容と同一であります。

### 2. 不動産賃貸事業における賃貸用不動産の評価

#### (1) 当事業年度の貸借対照表における固定資産の金額

|           | 当事業年度     |
|-----------|-----------|
| 建物        | 18,722百万円 |
| 構築物       | 257百万円    |
| 機械及び装置    | 41百万円     |
| 工具、器具及び備品 | 294百万円    |
| 土地        | 41,193百万円 |

うち41,047百万円が不動産賃貸事業における賃貸用不動産であります。

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表【会計上の見積りに関する注記】における不動産賃貸事業の内容と同一であります。

## 【貸借対照表に関する注記】

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

|                  |        |
|------------------|--------|
| 現金及び預金           | 130百万円 |
| 販売用不動産           | 6,048  |
| 仕掛販売用不動産         | 5,696  |
| 建物               | 15,425 |
| 構築物              | 193    |
| 土地               | 34,800 |
| 固定資産「その他」(差入保証金) | 17     |
| 計                | 62,311 |

#### (2) 担保に係る債務

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 短期借入金              | 4,523百万円 |
| 長期借入金(1年内返済予定分を含む) | 60,300   |
| 契約負債               | 151      |
| 固定負債「その他」(長期預り金)   | 28       |
| 計                  | 65,003   |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 25,151百万円

3. 有形固定資産の圧縮記帳累計額 221百万円

### 4. 保証債務

以下の会社及び当社分譲物件の購入者の金融機関等からの借入金等に対して次のとおり債務保証を行っております。

|                      |          |
|----------------------|----------|
| 第一交通サービス(株) 他子会社等14社 | 9,342百万円 |
| 当社分譲物件購入者(93名)       | 98       |
| 計                    | 9,440    |

### 5. 関係会社に対する金銭債権及び債務

|            |          |
|------------|----------|
| (1) 短期金銭債権 | 412百万円   |
| (2) 長期金銭債権 | 8,162百万円 |
| (3) 短期金銭債務 | 1,063百万円 |
| (4) 長期金銭債務 | 52百万円    |

## 6. 土地再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び平成13年3月31日の同法律の改正に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

（再評価を行った年月日） 平成14年3月31日

（再評価の方法）

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める路線価に合理的な調整を行い算出しております。

（再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額）

△7,153百万円

### 【損益計算書に関する注記】

#### 1. 関係会社との取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 営業取引による取引高 |          |
| 売上高        | 1,966百万円 |
| 営業費用       | 152百万円   |
| 営業取引以外の取引高 | 530百万円   |

#### 2. 特別功労金

連結注記表【連結損益計算書に関する注記】「3. 特別功労金」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

### 【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び数

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|-----------|
| 普通株式  | 5,173千株    | 一千株        | 一千株        | 5,173千株   |

### 【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の主な発生原因は、貸倒引当金、役員退職慰労引当金及び投資有価証券評価損等によるものです。

なお、繰延税金資産については、評価性引当額1,989百万円を控除しております。

### 【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表【収益認識に関する注記】に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 【関連当事者との取引に関する注記】

関連当事者との取引  
子会社等

| 種類  | 会社等の名称    | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容   |                          | 取引の内容            | 取引金額<br>(百万円) | 科目                      | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-----------|----------------|--------|--------------------------|------------------|---------------|-------------------------|---------------|
|     |           |                | 役員の兼任等 | 事業上の関係                   |                  |               |                         |               |
| 子会社 | 第一交通サービス㈱ | 100.0          | 4      | 債務保証、<br>資金の援助、<br>役員の兼任 | 債務保証<br>(注2)     | 4,890         | —                       | —             |
|     |           |                |        |                          | 資金の貸付、<br>回収(注1) | 6,225         | 長期貸付金                   | 6,225         |
|     |           |                |        |                          | 利息の受取<br>(注1)    | 114           | 流動資産<br>「その他」<br>(未収入金) | 13            |
| 子会社 | 第一ホーム㈱    | 100.0          | 2      | 債務保証、<br>資金の援助、<br>役員の兼任 | 債務保証<br>(注2)     | 1,586         | —                       | —             |
|     |           |                |        |                          | 資金の貸付、<br>回収(注1) | 1,251         | 長期貸付金                   | 1,609         |
|     |           |                |        |                          | 利息の受取<br>(注1)    | 30            | 流動資産<br>「その他」<br>(未収入金) | 2             |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 第一交通サービス㈱及び第一ホーム㈱に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は、受け入れておりません。
- (2) 債務保証は、金融機関からの借入金に対するものであります。なお、保証料の受取は、行っておりません。

### 【1株当たり情報に関する注記】

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 938円02銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 28円60銭  |

### 【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年5月19日

第一交通産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 只限洋一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高尾圭輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一交通産業株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一交通産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。



・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和4年5月19日

第一交通産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 只 限 洋 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 尾 圭 輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一交通産業株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月19日

第一交通産業株式会社 監査役会

社外監査役(常勤) 木 原 大 介 ㊟

社外監査役(常勤) 宮 武 茂 典 ㊟

社外監査役 中 野 昌 治 ㊟

社外監査役 古 川 直 樹 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>（新設）</p> | <p>（削除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <p>(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |



## 第2号議案 取締役14名選任の件

取締役全員（15名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。

また、取締役黒土始氏は、本總會終結の時をもって退任いたします。つきましては、取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                  | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | たなか りょういちろう<br>田中 亮一郎<br>(昭和34年4月4日生)<br><br>所有する当社株式の数<br>1,176,088株 | 昭和57年4月 全国朝日放送㈱（現㈱テレビ朝日）入社<br>昭和60年7月 当社取締役<br>平成7年5月 専務取締役<br>平成8年5月 取締役副社長<br>平成9年2月 代表取締役副社長<br>平成13年6月 代表取締役社長（現任）<br>平成22年11月 ㈱第一マネージメント取締役（現任）                                                                                                                                                              |
| 2     | おおつか いずみ<br>大塚 泉<br>(昭和27年7月21日生)<br><br>所有する当社株式の数<br>49,366株        | 昭和51年4月 ㈱福岡相互銀行（現㈱西日本シティ銀行）入行<br>平成2年4月 当社取締役財務部長<br>平成8年5月 常務取締役<br>平成11年1月 専務取締役経営管理本部本部長、財務部長<br>平成13年6月 取締役副社長（現任）<br>経営管理統括本部長、不動産事業統括<br>経営管理、財務、関連事業担当<br>平成22年6月 経営管理統括本部長兼財務、関連事業担当<br>平成26年6月 経営管理統括本部長兼財務、関連事業担当<br>平成29年12月 業務管理部本部長兼不動産事業本部長<br>平成30年6月 分譲事業本部長兼財務担当<br>令和2年6月 不動産事業統括本部長兼経営管理担当（現任） |
| 3     | よしづみ ひさあき<br>吉 積 久 明<br>(昭和30年10月17日生)<br><br>所有する当社株式の数<br>26,046株   | 昭和54年4月 ㈱福岡相互銀行（現㈱西日本シティ銀行）入行<br>平成6年8月 当社交通事業部次長<br>平成7年6月 交通事業部長<br>平成8年6月 取締役<br>平成11年1月 常務取締役<br>平成15年6月 交通事業新規開発担当<br>平成17年6月 那覇バス担当<br>平成20年6月 専務取締役交通事業統括本部長<br>平成22年6月 取締役副社長交通事業統括本部長（現任）                                                                                                                |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                                    | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4     | たる み しげ ゆき<br>垂 水 繁 幸<br>(昭和29年5月14日生)<br><br>所有する当社株式の数<br>16,015株 | 昭和53年3月 当社入社<br>平成7年6月 経理部長<br>平成11年1月 執行役員<br>平成15年6月 取締役<br>平成22年6月 常務取締役経理、経営企画担当<br>平成24年6月 専務取締役(現任)<br>平成28年6月 経理、経営企画、国際事業担当<br>平成29年12月 不動産賃貸事業担当<br>令和2年6月 経理、経営企画、I R、国際事業担当<br>令和3年6月 経営企画、I R担当(現任)                                                 |
| 5     | た がしら ひろ み<br>田 頭 寛 三<br>(昭和39年5月15日生)<br><br>所有する当社株式の数<br>14,681株 | 昭和62年3月 当社入社<br>平成11年7月 自動車事業部長<br>平成12年6月 資材部長<br>平成16年4月 執行役員交通事業部長<br>平成18年6月 取締役交通事業統括補佐<br>平成20年6月 交通事業業務推進、関東地区担当<br>平成22年6月 交通事業関東・静岡地区担当<br>平成24年6月 常務取締役<br>平成27年6月 交通事業関東A地区(東京・千葉・神奈川)担当<br>平成28年6月 交通事業関東・静岡地区担当(現任)<br>令和2年7月 専務取締役(現任)            |
| 6     | た なか やすし<br>田 中 靖<br>(昭和33年11月26日生)<br><br>所有する当社株式の数<br>2,116株     | 昭和56年4月 (株)福岡銀行入行<br>平成20年4月 同行行橋ブロック長兼行橋支店長<br>平成22年4月 (株)熊本ファミリー銀行(現(株)熊本銀行)<br>営業推進部部長<br>平成25年4月 当社執行役員経営管理本部関連事業部長<br>平成27年5月 執行役員交通事業部営業統括部長<br>平成29年6月 総務部長<br>平成30年6月 取締役<br>令和2年6月 常務取締役(現任)<br>人事、総務、広報、秘書室担当<br>令和3年6月 人事、総務、広報、情報システム、秘書室担当<br>(現任) |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7     | たに ぐち まさ はる<br>谷 口 雅 春<br>(昭和44年1月6日生)<br><br>所有する当社株式の数<br>6,352株  | 平成4年4月 当社入社<br>平成18年4月 交通事業部業務部長<br>平成20年6月 執行役員<br>平成22年10月 執行役員交通事業部安全部長<br>平成26年6月 取締役交通事業統括副本部長<br>平成29年3月 交通事業統括副本部長兼交通事業福岡地区担当<br>令和2年7月 常務取締役(現任)<br>令和3年4月 交通事業統括副本部長兼交通事業部関西支社長<br>(現任)                                                     |
| 8     | なか ひら まさ ゆき<br>中 平 雅 之<br>(昭和35年8月16日生)<br><br>所有する当社株式の数<br>2,092株 | 昭和58年4月 (株)福岡銀行入行<br>平成23年1月 学校法人九州学園 福岡国際大学教授<br>平成27年5月 当社執行役員業務監査室部長<br>平成27年6月 取締役(現任)<br>業務監査室長、コンプライアンス担当<br>平成28年6月 (株)スターフライヤー社外監査役(現任)<br>令和3年6月 業務監査室長、コンプライアンス、国際事業<br>担当(現任)                                                             |
| 9     | はぶ てつ お<br>土 生 哲 雄<br>(昭和34年9月6日生)<br><br>所有する当社株式の数<br>3,947株      | 昭和58年4月 野村不動産(株)入社<br>平成15年4月 同社ペアシステム事業部部長<br>平成21年4月 同社執行役員<br>平成24年4月 同社理事法人営業部門担当<br>平成24年10月 野村不動産投資顧問(株)理事<br>平成27年10月 野村不動産(株)理事開発企画本部担当<br>平成28年6月 同社営業本部理事<br>平成28年6月 当社取締役(現任)分譲事業部長<br>平成30年1月 分譲事業部東京・大阪・海外担当<br>令和2年6月 分譲事業部東京・海外担当(現任) |
| 10    | いそ もと ひろ ゆき<br>磯 本 博 之<br>(昭和33年2月4日生)<br><br>所有する当社株式の数<br>13,747株 | 平成元年9月 当社入社<br>平成16年4月 経理部長(現任)<br>平成22年4月 執行役員<br>平成28年6月 取締役(現任)                                                                                                                                                                                   |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                        | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11    | つむらあきひろ<br>津村 昭宏<br>(昭和36年9月14日生)<br><br>所有する当社株式の数<br>518株 | 昭和59年4月 (株)福岡相互銀行(現(株)西日本シティ銀行) 入行<br>平成24年6月 同行リテール営業部長<br>平成27年6月 当社執行役員財務部長<br>令和2年4月 財務部長兼不動産賃貸事業担当<br>令和3年4月 財務部長兼不動産賃貸事業・駐車場事業担当<br>(現任)<br>令和3年6月 取締役(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 12    | しばとたかしげ<br>柴戸 隆成<br>(昭和29年3月13日生)<br><br>所有する当社株式の数<br>一株   | 昭和51年4月 (株)福岡銀行入行<br>平成15年6月 同行取締役総合企画部長<br>平成17年4月 同行常務取締役<br>平成18年6月 同行取締役常務執行役員<br>平成19年4月 同行取締役専務執行役員<br>平成19年4月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ取締役<br>平成20年6月 当社社外取締役(現任)<br>平成21年4月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ取締役執行役員<br><br>平成22年4月 (株)福岡銀行代表取締役副頭取<br>平成24年4月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ代表取締役副社長<br><br>平成26年6月 (株)福岡銀行代表取締役頭取<br>平成26年6月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ代表取締役社長<br><br>平成31年4月 同社代表取締役会長兼社長<br>平成31年4月 (株)福岡銀行代表取締役会長兼頭取<br>令和4年4月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ代表取締役会長(現任)<br>令和4年4月 (株)福岡銀行代表取締役会長(現任) |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                         | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13    | むら かみ ひで ゆき<br>村上英之<br>(昭和36年3月14日生)<br><br>所有する当社株式の数<br>一株 | <p>昭和58年4月 ㈱西日本相互銀行（現㈱西日本シティ銀行）<br/>入行</p> <p>平成22年6月 同行執行役員人事部長兼人材開発室長</p> <p>平成24年5月 同行執行役員総合企画部長</p> <p>平成24年6月 同行常務執行役員総合企画部長</p> <p>平成26年6月 同行取締役常務執行役員</p> <p>平成28年10月 ㈱西日本フィナンシャルホールディングス取締<br/>役執行役員リスク管理部担当、経営企画部副担<br/>当</p> <p>平成30年6月 ㈱西日本シティ銀行取締役専務執行役員</p> <p>令和2年6月 同行取締役専務執行役員東京本部長、総合企画<br/>部統括、リスク統括部・国際部担当</p> <p>令和3年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>令和3年6月 ㈱西日本フィナンシャルホールディングス代表<br/>取締役社長（現任）</p> <p>令和3年6月 ㈱西日本シティ銀行代表取締役頭取（現任）</p>                                                                                          |
| 14    | かわ もと そう いち<br>川本惣一<br>(昭和32年9月19日生)<br><br>所有する当社株式の数<br>一株 | <p>昭和55年4月 ㈱福岡相互銀行（現㈱西日本シティ銀行）入行</p> <p>平成20年6月 同行取締役北九州地区本部副本部長兼北九州営<br/>業部長兼小倉支店長</p> <p>平成22年5月 同行取締役北九州総本部長</p> <p>平成22年6月 同行常務取締役</p> <p>平成23年6月 同行取締役常務執行役員</p> <p>平成24年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>平成24年6月 ㈱西日本シティ銀行取締役専務執行役員</p> <p>平成26年5月 同行取締役専務執行役員北九州・山口代表</p> <p>平成26年6月 同行代表取締役副頭取北九州・山口代表</p> <p>平成28年10月 ㈱西日本フィナンシャルホールディングス取締<br/>役執行役員</p> <p>令和元年6月 同社代表取締役副社長</p> <p>令和2年4月 ㈱西日本シティ銀行代表取締役副頭取</p> <p>令和3年6月 ㈱西日本フィナンシャルホールディングス執行<br/>役員（現任）</p> <p>令和3年6月 九州カード㈱代表取締役社長（現任）</p> <p>令和3年6月 Jペイメントサービス㈱代表取締役会長<br/>（現任）</p> |

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間の特別の利害関係について

- (1) 取締役候補者柴戸隆成氏は、上記略歴に記載のとおり特定関係事業者である(株)福岡銀行の代表取締役会長であり、当社及び当社の子会社は同行との間に、定常的な銀行取引のほか借入等の取引関係があります。当該取引について、当社は同行に対して保証をしているものがあります。
  - (2) 取締役候補者村上英之氏は、上記略歴に記載のとおり特定関係事業者である(株)西日本シティ銀行の代表取締役頭取であり、当社及び当社の子会社は同行との間に、定常的な銀行取引のほか借入等の取引関係があります。当該取引について、当社は同行に対して保証をしているものがあります。
  - (3) 取締役候補者川本惣一氏は、令和3年6月まで上記略歴に記載のとおり特定関係事業者である(株)西日本シティ銀行の代表取締役副頭取であり、当社及び当社の子会社は同行との間に、定常的な銀行取引のほか借入等の取引関係があります。当該取引について、当社は同行に対して保証をしているものがあります。
  - (4) その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の「所有する当社の株式の数」は、第一交通産業役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

3. 柴戸隆成氏、村上英之氏及び川本惣一氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割について

- (1) 柴戸隆成氏は、金融機関の経営者の経験及び幅広い見識を有しており、当該知見を活かして、客観的・中立的立場で当社の経営全般に対する監督、助言等いただくことを期待するため、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は平成20年6月に当社の社外取締役として選任され就任しており、その在任期間は本株主総会終結の時をもって14年間であります。
- (2) 村上英之氏は、金融機関の経営者の経験及び幅広い見識を有しており、当該知見を活かして、客観的・中立的立場で当社の経営全般に対する監督、助言等いただくことを期待するため、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は令和3年6月に当社の社外取締役として選任され就任しており、その在任期間は本株主総会終結の時をもって1年間であります。
- (3) 川本惣一氏は、金融機関の経営者の経験及び幅広い見識を有しており、当該知見を活かして、客観的・中立的立場で当社の経営全般に対する監督、助言等いただくことを期待するため、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は平成24年6月に当社の社外取締役として選任され就任しており、その在任期間は本株主総会終結の時をもって10年間であります。

5. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役に就任し、その在任中の当該株式会社における不当な業務執行が行われた事実

柴戸隆成氏につきましては、同氏が株式会社福岡銀行の取締役に在任中、同行において、同行行員による現金着服などによる不祥事件がありました。同氏は同行代表取締役として、不祥者に対し懲戒解雇等の処分、関係当局への通報・届出のほか、営業店における内部管理体制の見直し・強化、経営会議での再発防止策の協議・決定、事務取扱要領の改訂等に取り組んでおります。

### 第3号議案 退任取締役に對し退職慰勞金及び特別功勞金贈呈の件

本總會終結の時をもって取締役を退任される黒土始氏に對し、取締役在任中の功勞に報いるため、當社の定める役員退職慰勞金支給内規に従い、相當額の範囲内で退職慰勞金を贈呈したいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役に對しご一願いたいと存じます。

また、黒土始氏は、資本金450万円で昭和35年に創業以來、創業者並びに代表取締役として62年の長きにわたり当社及び当社グループを牽引し、日本一のタクシー保有台数を誇るタクシー事業のみならず、不動産事業、バス事業など多角化した企業グループの礎を築き、直近の連結純資産額は400億円超となるまでに拡大させました。この多大な功績と、在任中の勞に報いるため、役員退職慰勞金支給内規に基づく功勞加算金434百万円、創業者・長期社長在任者に對する役員特別功勞金1,160百万円を合わせた特別功勞金1,594百万円を贈呈したいと存じます。なお、贈呈の時期、方法等は、取締役に對しご一願いたいと存じます。

本議案は、役員退職慰勞金支給内規に沿うものであり、相當であると判断しております。

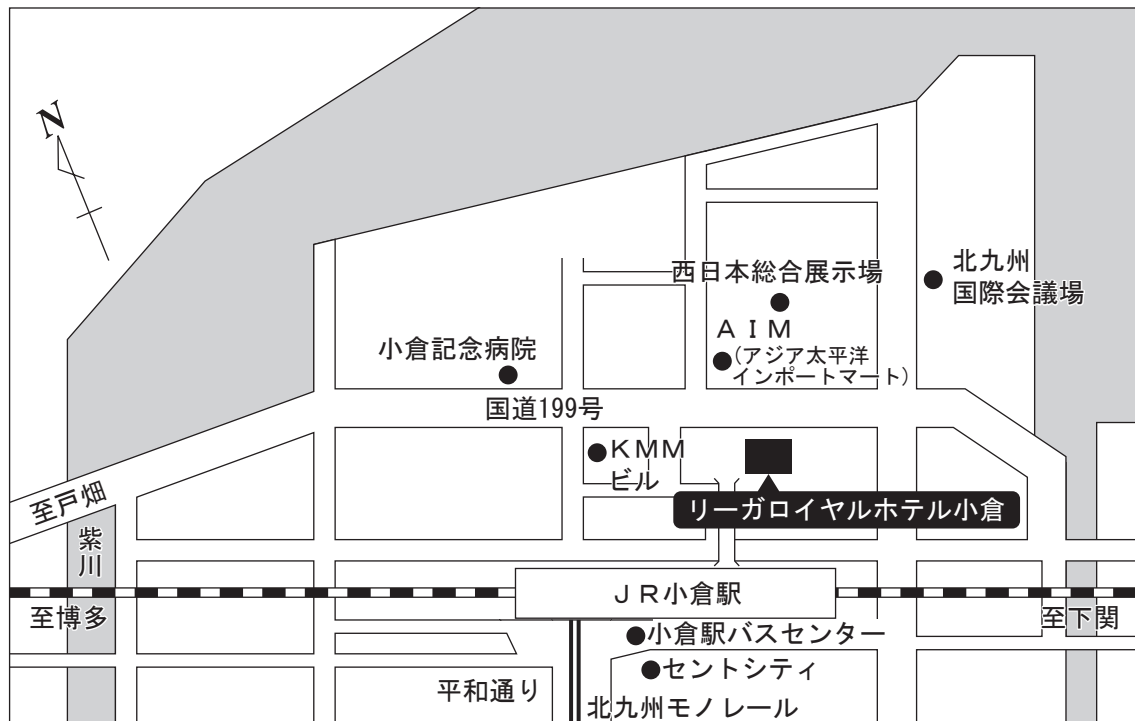
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名   | 略 歴                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 黒 土 始 | 昭和39年9月 当社設立 代表取締役社長<br>平成13年6月 代表取締役会長<br>平成27年11月 取締役創業者名誉会長<br>平成29年7月 代表取締役創業者会長（現任） |

以 上

## 株主総会会場ご案内図

北九州市小倉北区浅野二丁目14番2号  
会 場 リーガロイヤルホテル小倉 3階 エンパイアルーム  
電話 093-531-1121



JR小倉駅新幹線口よりペデストリアンデッキで徒歩3分